

平成28年3月25日

有限会社ペルシャンオートに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、平成28年3月23日、有限会社ペルシャンオートに対し、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

有限会社ペルシャンオートが供給する中古自動車に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第1号（優良誤認）に該当）が認められました。

1 違反行為者の概要

名称 有限会社ペルシャンオート（法人番号 5021002036026）
所在地 神奈川県厚木市棚沢306番1
代表者 代表取締役 ロスタムザーデアリ
設立年月 平成13年12月
資本金 300万円（平成28年1月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

別表記載の中古自動車17台

(2) 対象表示（表示例については別紙参照）

ア 表示内容

別表「車種等」欄記載の中古自動車17台について、ヤフー株式会社が運営する「ヤフオク!」と称するインターネットオークションサイト（以下「ヤフオク!」という。）において、商品説明の「修復歴」欄に「なし」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていた。

イ 実際

別表「車種等」欄記載の中古自動車17台は、有限会社ペルシャンオートがオートオークションに出品した際の出品票に、車体の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものを示す記号が記載された修復歴があるものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、対象中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者へ周知徹底すること。

- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：小笠原、澤入

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

番号	表示期間	車種等	
		車種	車台番号
1	平成 26 年 2 月 3 日から 同月 14 日まで	メルセデス・ベンツ E 3 2 0 A V	WDB2110652A465634
2	平成 26 年 3 月 10 日から 同月 23 日まで	メルセデス・ベンツ C L 6 3 A M G	WDD2163771A005333
3	平成 26 年 3 月 10 日から 同月 23 日まで	ヴォクシー Z S	ZRR70-0548584
4	平成 26 年 4 月 28 日から 同年 5 月 11 日まで	メルセデス・ベンツ S L K 2 0 0	WDD1724482F064376
5	平成 26 年 4 月 28 日から 同年 5 月 11 日まで	BMW X 5 3. 0 s i M スポーツ	WBAFE42000LK95516
6	平成 26 年 5 月 2 日から 同月 9 日まで	プリウス L	ZVW30-1711465
7	平成 26 年 5 月 2 日から 同月 11 日まで	プリウス L	ZVW30-5183291
8	平成 26 年 8 月 5 日から 同月 17 日まで	ヴィッツ F	NSP130-2111442
9	平成 26 年 10 月 13 日から 同月 16 日まで	デミオ 1 3 C	DE3FS-378259
1 0	平成 26 年 12 月 16 日から 同月 28 日まで	S A I S	AZK10-2042937
1 1	平成 27 年 1 月 5 日から 同月 18 日まで	フォルクスワーゲン u p ! h i g h u p !	WVWZZZAAZDD081387
1 2	平成 27 年 4 月 21 日から 同年 5 月 3 日まで	メルセデス・ベンツ S L K 3 5 0	WDB1714581F223871
1 3	平成 27 年 4 月 21 日から 同年 5 月 3 日まで	プリウス S	ZVW30-1618494
1 4	平成 27 年 4 月 27 日から 同年 5 月 10 日まで	プリウス S	ZVW30-1471151
1 5	平成 27 年 5 月 18 日から 同月 31 日まで	メルセデス・ベンツ C クラスステーションワゴン	WDD2042482F597891
1 6	平成 27 年 5 月 18 日から 同月 31 日まで	エクストレイル 2 0 G T	DNT31-201417
1 7	平成 27 年 6 月 11 日から 同月 21 日まで	スカイライン 2 5 0 G T	V36-551285

<表示例①>

有限会社ペルシャンオートがヤフオク!において、商品説明の「修復歴」欄に「なし」と記載していた中古自動車のうち別表の番号17の「スカイライン 250GT」



左記中古自動車は、有限会社ペルシャンオートがオークションに出品した際の出品票に、車体の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものを示す記号が記載された修復歴があるものであった。

車両詳細情報

ドア数	5ドア	乗車定員数	5人乗り
駆動方式	2WD	燃料	ガソリン車
点検記録簿	あり	修復歴	なし
車台番号(下3けた)	285	リサイクル料託金	12,070円
輸入経路	-	ハンドル	-
車歴	自家用	所有者歴	-
引き渡し条件	現状引き渡し		

<表示例②>

有限会社ペルシャンオートがヤフオク!において、商品説明の「修復歴」欄に「なし」と記載していた中古自動車のうち別表の番号16「エクストレイル 20GT」



左記中古自動車は、有限会社ペルシャンオートがオークションに出品した際の出品票に、車体の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものを示す記号が記載された修復歴があるものであった。

自動車詳細情報			
ドア数	5ドア	乗車定員数	5人乗り
駆動方式	4WD、AWD	燃料	ディーゼル車
点検記録簿	なし	修復歴	なし
車台番号(下3けた)	417	リサイクル預託金	1,540 円
輸入経路	-	ハンドル	-
車歴	自家用	所有者歴	-
引き渡し条件	現状引き渡し		

<表示例③>

有限会社ペルシャンオートがヤフオク!において、商品説明の「修復歴」欄に「なし」と記載していた中古自動車のうち別表の番号15「メルセデス・ベンツ Cクラスステーションワゴン」



左記中古自動車は、有限会社ペルシャンオートがオークションに出品した際の出品票に、車体の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものを示す記号が記載された修復歴があるものであった。

自動車詳細情報			
ドア数	5ドア	乗車定員数	5人乗り
駆動方式	2WD	燃料	ガソリン車
点検記録簿	あり	修復歴	なし
車台番号(下3けた)	891	リサイクル預託金	22,950 円
輸入経路	ディーラー車	ハンドル	右
車歴	自家用	所有者歴	-
引き渡し条件	現状引き渡し		

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号、第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第七条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法
第4条（不当な表示の禁止）

不当な表示

○優良誤認表示（4条1項1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

- ① 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示
- ② 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（4条2項）

消費者庁長官は、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

○有利誤認表示（4条1項2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

- ① 商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- ② 商品・サービスの取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（4条1項3号）

- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ② 商品の原産国に関する不当な表示
- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④ 不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤ おとり広告に関する表示
- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示

消表対第388号
平成28年3月23日

有限会社ペルシャンオート
代表取締役 ロスタムザーデアリ 殿

消費者庁長官 板東 久美子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する中古自動車の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売していた別表「車種等」欄記載の中古自動車に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア(ア) 貴社は、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「車種等」欄記載の中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、ヤフー株式会社が運営する「ヤフオク!」と称するインターネットオークションサイト（以下「ヤフーオークションサイト」という。）において、商品説明の「修復歴」欄に「なし」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていたこと。
 - (イ) 実際には、別表「車種等」欄記載の中古自動車は、貴社がオートオークションに出品した際の出品票に、車体の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものを示す記号が記載された修復歴があるものであったこと。
 - イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、別表「車種等」欄記載の中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)ア記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)ア記載の表示と同様の表示を行う

ことにより、中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 有限会社ペルシャンオート（以下「ペルシャンオート」という。）は、神奈川県厚木市棚沢306番1に本店を置き、中古自動車の販売業等を営む事業者である。
- (2) ペルシャンオートは、中古自動車をオートオークションに出品し、また、ヤフーオークションサイトにおいて、中古自動車を一般消費者に販売している。
- (3) ペルシャンオートは、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、ヤフーオークションサイトに販売する中古自動車の商品情報を掲載しており、その表示内容について、自ら決定している。
- (4) ア ペルシャンオートは、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「車種等」欄記載の中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、ヤフーオークションサイトにおいて、商品説明の「修復歴」欄に「なし」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、別表「車種等」欄記載の中古自動車は、ペルシャンオートがオートオークションに出品した際の出品票に、車体の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものを示す記号が記載された修復歴があるものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、ペルシャンオートは、自己の供給する別表「車種等」欄記載の中古自動車の取引に関し、当該中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条及び第45条の規定に基づき、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

(注) 行政不服審査法第48条において準用する同法第14条第3項の規定により、正

当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第1項の規定により、正当な理由があるときを除き、異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。ただし、行政事件訴訟法第14条第2項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、その決定があったことを知った日から6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

番号	表示期間	車種等	
		車種	車台番号
1	平成 26 年 2 月 3 日から 同月 14 日まで	メルセデス・ベンツ E 3 2 0 A V	WDB2110652A465634
2	平成 26 年 3 月 10 日から 同月 23 日まで	メルセデス・ベンツ C L 6 3 A M G	WDD2163771A005333
3	平成 26 年 3 月 10 日から 同月 23 日まで	ヴォクシー Z S	ZRR70-0548584
4	平成 26 年 4 月 28 日から 同年 5 月 11 日まで	メルセデス・ベンツ S L K 2 0 0	WDD1724482F064376
5	平成 26 年 4 月 28 日から 同年 5 月 11 日まで	BMW X 5 3. 0 s i M スポーツ	WBAFE42000LK95516
6	平成 26 年 5 月 2 日から 同月 9 日まで	プリウス L	ZVW30-1711465
7	平成 26 年 5 月 2 日から 同月 11 日まで	プリウス L	ZVW30-5183291
8	平成 26 年 8 月 5 日から 同月 17 日まで	ヴィッツ F	NSP130-2111442
9	平成 26 年 10 月 13 日から 同月 16 日まで	デミオ 1 3 C	DE3FS-378259
1 0	平成 26 年 12 月 16 日から 同月 28 日まで	S A I S	AZK10-2042937
1 1	平成 27 年 1 月 5 日から 同月 18 日まで	フォルクスワーゲン u p ! h i g h u p !	WVWZZZAAZDD081387
1 2	平成 27 年 4 月 21 日から 同年 5 月 3 日まで	メルセデス・ベンツ S L K 3 5 0	WDB1714581F223871
1 3	平成 27 年 4 月 21 日から 同年 5 月 3 日まで	プリウス S	ZVW30-1618494
1 4	平成 27 年 4 月 27 日から 同年 5 月 10 日まで	プリウス S	ZVW30-1471151
1 5	平成 27 年 5 月 18 日から 同月 31 日まで	メルセデス・ベンツ C クラスステーションワゴン	WDD2042482F597891
1 6	平成 27 年 5 月 18 日から 同月 31 日まで	エクストレイル 2 0 G T	DNT31-201417
1 7	平成 27 年 6 月 11 日から 同月 21 日まで	スカイライン 2 5 0 G T	V36-551285